

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、次の(1)から(3)により算定された額の合計額とする。

(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置分

事業者に対する運営の安定化等を図る措置にかかる交付額は、次のア、イ及びウにより算定された額の合計額(ただし、円未満は切捨てるものとする。)と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

$$\text{ア } 160 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年度事業運営円滑化事業実績}}{\text{全都道府県の平成19年度事業運営円滑化事業実績}}$$

$$\text{イ } 117.5 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年度通所サービス利用促進事業実績}}{\text{全都道府県の平成19年度通所サービス利用促進事業実績}}$$

$$\text{ウ } 22.5 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の自立支援給付費給付実績}}{\text{全都道府県の自立支援給付費給付実績}}$$

(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置分

新法への移行等のための円滑な実施を図る措置にかかる交付額は、次のア、イ及びウにより算定された額の合計額(ただし、円未満は切捨てるものとする。)と運営要領に定める別添の2の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

なお、平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金の執行残額がある場合は、引き続き当該措置分として充当することとし、ア及びイの算定に当たって、算定額の一部とみなし、これを控除する。

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、次の(1)及び(2)により算定された額の合計額とする。

(1) 事業者に対する激変緩和措置分

事業者に対する激変緩和措置にかかる交付額は、次のア及びイにより算定された額の合計額(ただし、円未満は切捨てるものとする。)と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

$$\text{ア } 195 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の施設訓練等支援費給付実績 (通所施設及び入所施設)}}{\text{全都道府県の施設訓練等支援費給付実績 (通所施設及び入所施設)}}$$

$$\text{イ } 105 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の通所施設及び入所施設の通所分の施設数}}{\text{全都道府県の通所施設及び入所施設の通所分の施設数}}$$

(2) 新法への移行等のための緊急的な経過措置分

新法への移行等のための緊急的な経過措置にかかる交付額は、次のア、イ及びウにより算定された額の合計額(ただし、円未満は切捨てるものとする。)と運営要領に定める別添の2の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 定額分 2.5億円

イ 人口割分 120億円 × $\frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全都道府県の人口}}$

ウ 厚生労働大臣が必要と認めた額

(3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分

福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置にかかる交付額は、次のアからオにより算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の3の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から、寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。
ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 定額分 1.5億円

イ 人口割分 42.5億円 × $\frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全都道府県の人口}}$

ウ 養成課程割分 20億円 × $\frac{\text{当該都道府県の3福祉士養成課程数}}{\text{全都道府県の3福祉士養成課程数}}$

エ 施設等割分 8億円 × $\frac{\text{当該都道府県の在宅・施設サービス数}}{\text{全都道府県の在宅・施設サービス数}}$

オ 厚生労働大臣が必要と定めた額

(同右)

ア 定額分 5億円

イ 人口割分 235億円 × $\frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全都道府県の人口}}$

ウ 厚生労働大臣が必要と認めた額

(交付金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成21年●●月●●日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(6の(2))に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成21年●●月●●日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(同右)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
 - (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、これを事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
 - (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
 - (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
 - (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成19年2月21日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(6の(2))に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成19年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

9 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書(別紙1)
- 3 基金造成事業計画書(別紙2)
- 4 添付書類
(1) 歳入歳出予算(見込)書抄本
(2) その他参考となる書類

(その他)

- 10 特別の事情により4、7及び8に定める算定方法、手続きによること
ができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその
定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書(別紙1)
- 3 基金造成事業計画書(別紙2)
- 4 添付書類
(1) 歳入歳出予算(見込)書抄本
(2) その他参考となる書類

別紙 1

基金造成経費所要額調書

| 区分 | 基金造成に要する経費の支出予定額 (A) | 寄付金その他の収入額 (B) | 差引額 (A-B) (C) | 算出された合計額 (D) | 交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額) |
|----------------------------|-------------------------|-------------------|---------------------|-----------------|----------------------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| (1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置分 | | | | | |
| (2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置分 | | | | | |
| (3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分 | | | | | |
| 合 計 | | | | | |

別紙 1

基金造成経費所要額調書

| 区分 | 基金造成に要する経費の支出予定額 (A) | 寄付金その他の収入額 (B) | 差引額 (A-B) (C) | 算出された合計額 (D) | 交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額) |
|--------------------------|-------------------------|-------------------|---------------------|-----------------|----------------------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| (1) 事業者に対する激変緩和措置分 | | | | | |
| (2) 新法への移行等のための緊急的な経過措置分 | | | | | |
| 合 計 | | | | | |

(同右)

別紙 2

基金造成事業計画書

| 基金の保有区分 | 保有予定額 | 備考 |
|---------|-------|----|
| | (円) | |
| 合計額 | | |

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費精算書 (別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書 (別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算 (見込) 書抄本
 - (3) その他参考となる書類

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費精算書 (別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書 (別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算 (見込) 書抄本
 - (3) その他参考となる書類

別紙 1

基金造成経費精算書

| 区分 | 基金造成に要する経費の実支出額 (A) 円 | 寄付金その他の収入額 (B) 円 | 差引額 (A-B) (C) 円 | 算出された合計額 (D) 円 | 交付所要額 (CとDを比較して少ない方の額) (E) 円 | 交付決定額 (F) 円 | 交付金受入額 (G) 円 | 差引交付額 (F-E) 円 |
|----------------------------|-----------------------------|------------------------|--------------------------|----------------------|---------------------------------------|-------------------|--------------------|---------------------|
| (1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置分 | | | | | | | | |
| (2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置分 | | | | | | | | |
| (3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分 | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | |

別紙 1

基金造成経費精算書

| 区分 | 基金造成に要する経費の実支出額 (A) 円 | 寄付金その他の収入額 (B) 円 | 差引額 (A-B) (C) 円 | 算出された合計額 (D) 円 | 交付所要額 (CとDを比較して少ない方の額) (E) 円 | 交付決定額 (F) 円 | 交付金受入額 (G) 円 | 差引交付額 (F-E) 円 |
|--------------------------|-----------------------------|------------------------|--------------------------|----------------------|---------------------------------------|-------------------|--------------------|---------------------|
| (1) 事業者に対する激変緩和措置分 | | | | | | | | |
| (2) 新法への移行等のための緊急的な経過措置分 | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | |

(別紙様式3)

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金調書

平成20年度 厚生労働省所管

| 国 | | | 都道府県 | | | | | | | | 備考 | | |
|--------|-------|-----|------|-----|-----|----|----|-----|---------|-----|----|---------|--|
| 歳出予算科目 | 交付決定額 | 交付率 | 歳入 | | | | 歳出 | | | | | | |
| | | | 科目 | 予算額 | 収済額 | 入額 | 科目 | 予算額 | うち交付相当額 | 支出額 | | うち交付相当額 | |
| | | | | | | | | | | | | | |

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

(別紙様式3)

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金調書

平成18年度 厚生労働省所管

| 国 | | | 都道府県 | | | | | | | | 備考 | | |
|--------|-------|-----|------|-----|-----|----|----|-----|---------|-----|----|---------|--|
| 歳出予算科目 | 交付決定額 | 交付率 | 歳入 | | | | 歳出 | | | | | | |
| | | | 科目 | 予算額 | 収済額 | 入額 | 科目 | 予算額 | うち交付相当額 | 支出額 | | うち交付相当額 | |
| | | | | | | | | | | | | | |

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

(同右)

(別紙2)

基金造成事業実施状況調書

| 基金の 保有区分 | 造成年月 | 保有額 | 年利率 | 備考 |
|-------------|------|-----|-----|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計額 | | | | |

別添

障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領新旧対照表（案）

（平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について（平成19年2月6日障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙））

※ 今後、変更がありうる

（下線部が改正部分）

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(別紙)</p> <p>障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領</p> <p>(同右)</p> <p>② 基金事業の実施計画の作成等 ア 市町村は、提示された交付額の上限に基づき、都道府県に対して</p> | <p>(別紙)</p> <p>障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領</p> <p>第1 通則 障害者自立支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>第2 基金事業 (1) 基金の設置 基金は、都道府県がこれを設置するものとする。</p> <p>(2) 基金の設置方法 基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。 ① 基金の設置目的 ② 基金の額 ③ 基金の管理 ④ 運用益の処理 ⑤ 基金の処分</p> <p>(3) 基金事業の実施 ① 基金事業の交付額の上限の設定 ア 都道府県は、別に定めるところにより、市町村ごとの交付額の上限を提示するものとする。 イ 都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。 ② 基金事業の実施計画の作成等 ア 市町村は、提示された交付額の上限に基づき、都道府県に対して</p> |

平成23年度末までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。

イ 都道府県は、平成23年度末までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。

ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、平成23年度末までの基金事業に係る計画を策定する。

(同右)

(7) 事業の終了

① 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成23年度末までとする。

ただし、平成23年度末における特別対策事業実施分の精算については、平成24年12月末まで延長することができる。

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、(3)の②のウの「23年度末」を「24年末」と読み替えるものとする。

② 基金の解散は、精算手続きが全て完了したうえで行うものとする。

なお、基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときには有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

平成20年度末までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。

イ 都道府県は、平成20年度末までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。

ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、平成20年度末までの基金事業に係る計画を策定する。

③ 基金の取崩し

都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。

④ 基金事業に係る計画の見直し

都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。

(4) 運用益の処分

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金((4)により繰り入れた運用益を含む。)は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

① 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成20年度末までとし、その時点で基金を解散することとする。

ただし、特別対策事業の精算に限り、基金事業の実施期限を平成21年12月末まで延長することができる。

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、(3)の②のウの「20年度末」を「21年末」と読み替えるものとする。

② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときには有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添に掲げる事業（以下「メニュー事業」という。）
その他障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び福祉・介護
人材確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業（メニュー
事業以外の事業であって、地域の事情に応じて実施するものをいう。）と
する。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

(同右)

(8) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式
により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添に掲げる事業その他障害者自立支援法（平成1
7年法律第123号）の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業と
する。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

- ① 既に実施している事業について、単に当該都道府県及び市町村の負
担を軽減するための事業
- ② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費
の一部を負担し、又は補助している事業
- ③ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負
担を直接的に軽減する事業
- ④ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、社会福祉法人等の団体への委託、補助
又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の交付申請等

- ① 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合は、毎年度都道府
県に対し特別対策事業に係る助成金の助成申請を提出しなければならない。
- ② 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受
けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合は、
当該市町村に対し助成金の交付を行うものとする。
- ③ 都道府県は、②の助成決定に基づき基金を取崩しこれを一般会計に
繰り入れた上で、市町村に対し助成金を交付するものとする。
その場合、都道府県の負担が生じる事業については、都道府県負担
分を併せて交付するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

- ① 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生
労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

② 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

⑤ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

③ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保

- ② 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- ③ ②に基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

市町村は、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

(1) 都道府県が特別対策事業を実施する場合

- ① 助成対象事業（第3に規定する事業）に使用しなければならない。
- ② 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- ③ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ④ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑤ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- ⑥ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(2) 都道府県が市町村が行う特別対策事業に対して助成する場合

- ① 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ② 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ③ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了後5年間保管しておかなければならない。

管しておかなければならない。

- ④ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

(同右)

- (3) 第3の(1)「その他障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び福祉・介護人材確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる

- ④ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- ⑤ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑥ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑦ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑧ 特別対策事業を行う者が①から⑦により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

- (3) (2) の⑤により付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (4) (2) の⑧により付した条件に基づき市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 特別対策事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第5 その他

- (1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。
- (2) 都道府県は管内市町村、関係団体、障害者等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。
- (3) 第3の(1)「その他障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業」を実施する場合には、

事業」を実施する場合には、別に定める方法により相談し、厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

別に定める方法により相談し、厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

別添

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業

| 項目 | 事業内容 | 実施主体 | 補助単価 | 補助率 | | |
|-----------------------|--|---|-------|-----|-----|-----|
| | | | | 国 | 県 | 市 |
| 1. 事業者に対する運営の安定化を図る措置 | (1) 事業運営安定化事業 旧体系施設の経過措置が終了する平成23年度末までの移行期間を踏まえ、旧体系における事業基盤の安定を図るとともに、新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、移行期間内の円滑な移行を推進することを目的とする。 | 市町村 〔障害児施設の変和については、都道府県・指定都市・児童相談所設置市〕 | (検討中) | 1/2 | 1/4 | 1/4 |
| | (2) 通所サービス等利用促進事業 障害者自立支援法による通所サービス | 市町村 | (検討中) | 1/2 | 1/4 | 1/4 |

別添

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業

| 項目 | 事業内容 | 実施主体 | 補助単価 | 補助率 | | |
|------------------|--|---|------------------|-----|-----|-----|
| | | | | 国 | 県 | 市 |
| 1. 事業者に対する激変緩和措置 | ① 事業運営円滑化事業 日払い方式の導入に伴う従前額保障を80%から90%まで引き上げるため、事業者に助成する。併せて、旧体系から移行した場合に、同様の保障を設ける。 | 市町村 〔障害児施設の変和については、都道府県・指定都市・児童相談所設置市〕 | 別に定める額 | 1/2 | 1/4 | 1/4 |
| | ② 通所サービス利用促進事業 日中活動サービス、通所施設における | 市町村 | 1事業所あたり3,000千円以内 | 1/2 | 1/4 | 1/4 |

及び短期入所において、利用者がサービスを利用しやすくとすくとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

(3) 新事業移行促進事業
新体系への移行に伴うコストの増加等に対応できるよう、移行した新体系事業所に一定の助成を行うこと
によって、旧体系施設から新体系への移行を促進することを目的とする。

(4) 事務処理安定化支援事業
障害者自立支援法施行に伴う事務処理に係る事務が定着するまでの間、事務職員を効果的に配置することによって、利

市町村

(検討中)

市町村

(検討中)

送迎サービス
に対して助成
を行う。

用者負担上限
 額管理、請求
 事務又は指定
 申請などの事
 務処理を適正
 に実施し、直
 接サービスを
 提供する職員
 の利用者に対
 する安定した
 支援を確保し、
 もって障害福
 祉サービスの
 質の向上を図
 る。

(5) 就労系事業
 利用に向けた
 アセスメント
 実施連携事業
 就労移行支
 援事業所等が
 サービスの適
 否を判断する
 ために特別支
 援学校在学中
 等に実施する
 アセスメント
 (暫定支給決
 定)について、
 特別支援学校
 等の関係者と
 連携し、会議
 等の開催によ
 り円滑にアセ
 スメントを実
 施するための
 体制整備を図
 ることを目的
 とする。

市町村

(検討中)

| | | | | | | | | |
|----------------------------------|---|-------|-------|-----------|--|------|---|-----------|
| 2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置 | (6) 小規模作業所緊急支援事業 直ちに新体系へ移行することが困難な小規模作業所に対し、定額を助成する。 | 都道府県 | (検討中) | 定額(10/10) | (1) 新法に移行するまでの経過的な支援 | | | |
| | (削除) | (削除) | (削除) | | ③ 小規模作業所緊急支援事業 直ちに移行することが困難な小規模作業所に対し、110万円の定額を助成する。 | 都道府県 | 1 作業所あたり 1,100千円以内 | 定額(10/10) |
| | | | | | ④ デイサービス事業等緊急移行支援事業 デイサービス、精神障害者地域生活支援センターが生活介護等の障害福祉サービス事業等に移行するまでの間、経過的に運営費を助成する。 | 市町村 | 1 事業所あたり ・ デイサービス緊急移行支援事業1,500千円以内 ・ 精神障害者地域生活支援センター緊急移行支援事業3,000千円以内 | |
| (7) 障害者自立支援基盤整備事業 新体系移行等のための施 | 都道府県 | (検討中) | | | (2) 新法への移行のための支援 | | | |
| | | | | | ⑤ 障害者自立支援基盤整備事業 既存施設が新たなサービ | 都道府県 | 1 施設あたり(1工事契約あたり) 20,000千円以内 (ただし、居宅介護事業及び相 | 定額(10/10) |

| | | | | | |
|---|------------------------------------|--|---|-------------|---|
| <p>設改修・増築、ケアホーム・グループホーム等の消防設備の整備及び新体系事業拡充のための設備やNICU退院児童受入に係る人工呼吸器等の備品購入に対し助成を行う。</p> | | | <p>スに移行する際等に必要となる施設の改修等に対し助成する。(ただし、ケアホーム等を実施するアパート等のバリアフリー化等に必要な改修については、原則として、平成20年度以降は対象としない。</p> | | <p>談支援事業に必要な既存建物の改修等に必要な改修5,000千円以内)</p> |
| <p>(8) 移行等支援事業 旧体系等から新たなサービスへ移行予定の小規模作業所やデイサービス等を支援するためのコンサルタントの派遣、その他移行のための人的支援等を行う。</p> | <p>都道府県</p> | <p>(検討中)</p> | <p>⑥ 移行等支援事業 旧体系等から新たなサービスへ移行予定の小規模作業所やデイサービス等を支援するためのコンサルタントの派遣、その他移行のための人的支援等を行う。</p> | <p>都道府県</p> | <p>1 都道府県あたり16,000千円以内</p> |
| <p>(9) 障害者地域移行体制強化事業 地域移行のための関係機関のネットワーク強化、グループホーム</p> | <p>都道府県 ケアホームの重度障害者支援体制強化事</p> | <p>【障害者地域移行促進強化事業】 (検討中) 【グループホーム・ケアホームへの移行促進事</p> | <p>⑦ 地域移行・就労支援推進強化事業 地域移行、退院促進及び就労支援等のための関係機関のネットワ</p> | <p>都道府県</p> | <p>【精神障害者退院促進等強化事業】 ・研修企画1 都道府県あたり610千円以内 ・研修実施1 障害福祉圏域あた</p> |